

# すぎなみ発見クラブ 会則

## 第 1 条 (会の目的)

故郷杉並の発展のため、杉並の歴史、文化、街のこと、子どもたちのこと、杉並の今と未来のことを学びながら発見し、より良い街にしていく活動を行うことを目的とする。

## 第 2 条 (名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

「すぎなみ発見クラブ」

## 第 3 条 (事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

〒166-0016 杉並区成田西 2 - 1 0 - 9

## 第 4 条 (会員)

杉並を愛し、杉並を良くするために奉仕する者であることを参加の条件とする。

## 第 5 条 (役員)

この会に以下の役員を置く。

|     |                |
|-----|----------------|
| 代表  | 1 名            |
| 副代表 | 2 名 (各部 1 人ずつ) |
| 会計  | 1 名            |

## 第 6 条 (役員の任期)

役員の任期は 2 年とする。

## 第 7 条 (代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第 8 条 (運営)

概ね月 1 回の運営会議を行い円滑な業務遂行に努める。重要事項については出席者の過半数の同意をもって決定する。

## 第 9 条 (会費)

会費を月 500 円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

## 第 10 条 (規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

この規約は令和 5 年 5 月 1 日から適用する